

## 京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年1月24日（火） 午後1時30分～午後2時20分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委 員	津 田 嘉 春
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	村 岡 繁 樹
委 員	益 田 玲 爾
委 員	池 田 香代子

事務局	局 長	井 谷 匡 志
	次 長	井 上 太 郎
	副主査	堀 井 理 沙

京都府水産課	主 査	山 本 圭 吾
--------	-----	---------

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	主幹兼係長	宮 嶋 俊 明
	主 査	廣 岡 信 康

### 4. 議事事項と結果

第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

（いさざろし網漁業）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

### 5. 議事

井谷局長

定刻となりましたので、第12回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、特にこんな天気の中をご出席いただきありがとうございます。今日の昼から今季最大の寒波ということで、雪も積もると予報されておりますし、海も荒れることが予想されています。昨年の最後は荒れたということで、ブリが入

っておりましたので、今回も定置に被害がない程度に荒れて、良い漁になればと思っていますところ。あと、水産には直接関係のない話ですが、鳥インフルエンザが滋賀県大津市で発生しています。それに伴いまして府の農林水産部としましては京都市左京区が10キロ圏内に入っているということで、消毒ポイントを設置したり、搬出制限区域を設定したりして対応をさせていただいているところ。これから京都府下に入ってくる可能性も非常に高いと言われていたところ。これからは気をつけていきたいなと思っていますところ。

また、新型コロナウイルスですけれども国内においても全数把握をしていないはずですけど、感染者が高止まりしています。死者も増えてインフルエンザとの二重感染など医療機関も逼迫しているように聞いております。ただ、今までとは違って、昨日の国会の所信表明演説でも首相がマスクをせずに話をしていたということで、観光業界といったところも含めて普通の生活に戻っていくという方向へ向かっているのかなと感じているところ。本委員会におきましては、その様な状況ではありますけれども、前回同様、密を低くしてアクリル板を設置し、席の間隔も広くしております。発言の際にはマイクを用いていただきますようお願いいたします。

本日は吉本委員がやむを得ない事情で欠席されており、出席委員は9名で委員会規程第6条により開催の要件は満たしております。

それではここからは会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

今年初めての委員会ということで、特に今年につきましては漁業権の切り替えに向けて、諮問事項が多くなってまいります。来年の1月1日からスタートする第15次の漁場計画に関する諮問があがってくるということで、本格的に委員会の活動も活発化してこようかと思っております。引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして本日の議事録署名委員を指名させていただきます。狩野委員、石倉委員よろしく願いいたします。

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について（いさざろし網漁業）」これは諮問でございます。これを審議します。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)

廣岡主査

(資料1に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご意

見ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。どう  
でしょうか。海面の境界線のところで実施されるということ  
で諮問があつたわけですけども、特に意見ございませんでし  
ょうか。普段の海面の知事許可漁業と毛色が違うものでは  
すから、なかなか意見がないでしょうか。いさざは舞鶴で特産品  
ということで春になると市場によく出ています。ただ、海面  
でやる漁業と河川の中でやられている漁業があるというこ  
とで、今回、海面の許可としてやられるということ。特  
に問題がなければこのまま、問題なしということで処理をさ  
せていただきますがよろしいでしょうか。

### 【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議なしということで、  
異議のない旨答申をさせていただきます。

議案はこれで終了しましたので、報告事項に移ります。  
報告事項「第15次漁場計画（素案）について」を京都府から  
お願いします。

（水産課）

山本主査

（報告資料1-1～1-8に基づき報告）

葭矢会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご意  
見ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。どう  
でしょうか。

私の方から一点、区画漁業権の関係ですが、現行京区第1  
号、第2号が要望なしで、その代わり新しく京区第1号、第  
2号が新規として、どちらもかき垂下式養殖業ということで  
要望があり、新規の計画が予定されているということですが、  
これは同じかき養殖でも意味合いが違うのですか。場所が一  
緒です。

山本主査

現行の京区第1号と新しい京区第1号は厳密には田井地先な  
のですが、若干、場所が変わっております。今回の場合は、  
厳密に言いますと行使される方々や内容はほとんど変わら  
ないのですが、場所の移動というものは新規扱いになります  
ので、そういった表記をさせていただいているものがこの新  
旧の第1号となっております。

葭矢会長

ありがとうございます。その他にどうでしょうか。もう一  
つ聞いてもいいでしょうか。新規の京区第5号ですが、のり  
養殖業になっていきますけど、今、あまりのり養殖業というの

は聞かないといえますか、わかめやホンダワラ類の養殖というの聞いたことがあるのですが、のり養殖業をされるということですけども、これはテクニク的には大丈夫なのでしょうか。

山本主査

現在、野原でわかめ養殖等をされている方々が主体となって、のりの養殖試験を京都府も協力の下、実施されておまして、現段階ではもちろん収量や効率みたいなどころにはまだ課題はありますが、特に問題なくのりの生産をされておまして、どちらかと言いますとその後の販路の開拓のところ得手こずっておられるというところですので、そういったソフト・ハードそれぞれを京都府である程度、できる場所は支援をしているという状況でございます。

葭矢会長

天然物が、共同漁業権の中で岩のりの関係の採捕がされていると思いますが、販路を少し別けて、養殖物と天然物とは別けるといった戦略をとっておられるのでしょうか。その辺り、販路が課題ということで今お話が出ましたので、もう少し何かそういう取組をされておられるようでしたら少し説明をいただけたらと思います。

山本主査

のりの天然物の話につきましては、主に京丹後市管内が主体に天然のりを12月以降によく手摘みされていると聞いておまして、一部業者向けにまとめて、一部地域の道の駅等で販売がされていると伺っておりますが、やはり安定的な収穫が難しいと。今日みたいな日にはとても採れないというところで、豊凶の差が激しいというところと、年によってはそもそも生えていないというところが課題で、地域の長寿食という風にこの前、テレビ放送もされていましたが、地域の特産品というかたちで利活用がされているというのが実情です。

養殖においては、安定生産・安定供給というところがやはり養殖の魅力の一つですが、これまでやはり日本海側というのは先ほどのような地域限定食といったかたちで、のりが生産されていた経過もありますので、まとまった販路というものをすぐに見つけるというのが非常に困難だということで、新しい商品を新しいマーケットで売っていくというためには、やはりそれなりのパートナーが必要だということで、一部地元の物産所みたいなどころで物販もされているのですが、そういった企業連携、地元の商品を使ってくれる企業との連携みたいなどころで、新しい商品を作っていくというこ

とも視野に入れながら、ある程度量のまとまった商品として製造販売をしていくというところで、目下の課題は先ほど申しました販路、安定的に量を確保するための安定的な生産のための技術、1か0かという技術に関してはすでにある程度できているのですが、のりの場合は2回、3回、4回、5回と同じ網で何回も採れるというのが強みですので、その辺がまだ十分に技術としては確立できていないというところを今後、高めていかれるという予定だと伺っております。

葭矢会長

ありがとうございます。その他にどうでしょうか。報告事項ですのでどのようなことでも結構です。

川崎委員

少し聞きたいのですが、舞鶴の長浜、京区第19号ですが、これは京区第20号から、代替地として移ってくるのですね。この辺りも全部、私たちは白浜と呼んでいるのですが、これは全部長浜なのですか。京区第17号、第18号、第19号。私たちはその辺全部を白浜と呼んでいるのですが、長浜になっています。長浜といたら、私たちは京区第13号、第14号、この辺りを長浜と呼んでいますけどね。

山本主査

大変失礼いたしました。確認をします。

葭矢会長

ありがとうございます。計画策定時にはきちんと確認をお願いします。

その他にどうでしょうか。どんなことでも結構です。そうしましたら、私からもう一点。区画漁業権ですが、新規の関係で京区第32号と第40号ですね。介類養殖業と藻類養殖業ということですが、具体的に対象種はどういったものを計画されていますか。

山本主査

現行免許の京区第30号につきましては、地元要望を踏まえて藻類養殖ということで前回認定をしたところですが、具体的にはわかめ等を想定して各種生産を試されたところですが、結論から言いますと漁場としては藻類養殖には適さなかったということで、その後、行使がなかったということが前回までに報告をさせていただいた京区第30号の実態でございます。あわせてですね、海の民学舎の卒舎生の一人ですけれども、この間、地元調整をしながら新たな産業をとということで、アカウニなどのウニを使った養殖をいろいろと試験を京都府も含めて協力をしながら実施してきまして、一定の採算性の目処と地元調整が済んだということで、藻類養殖を

していた現行の京区第30号をウニ類の養殖に変えて行使したいという要望が地元としても出てきました。ただし、先程来お伝えしていますとおり、大きく変更点がある場合については、概ね等しいの範囲を超えて新規漁業権という位置付けになってきますので、今回は廃止と新規という位置付けで、現行京区第30号を京区第32号として、新規扱いで第15次計画素案を作らせていただいているという状況です。

京区第40号につきましては、京都府の方で技術開発をしてきましたアカモクの養殖について、こちらも一定の目処がたったというところで今回、免許申請をしたいという要望がありましたので、漁業権の設定を素案としてあげさせていただいているところでございます。

葭矢会長

ありがとうございました。その他にどうでしょうか。定置関係もありますのでどうでしょうか。少し膨大な資料ですので、委員の皆さんも今、資料に目を通していただいていると思いますが。そうしましたら、私からあと一点。クロマグロの養殖の関係で、大分県の方で面積が減って、それを伊根町の方に持ってくるということですが、これは大分県と水産庁が今、調整をしているということだと思いますが、これには京都府は噛んでいないのですか。

山本主査

結論から言いますと、ほぼ京都府と水産庁で調整をして、大分県はどちらかと言いますと漁業権行使者から減らしてもいいというような意見があったことも踏まえて、最後に調整をされたというのが実態ですが、ほぼ同時に3者で調整をしたという状況でございます。

葭矢会長

わかりました。どうでしょうか。定置関係の委員さん、どうですか。益田委員、どうでしょうか。

益田委員

クロマグロの養殖ですが、種苗はどうされる予定でしょうか。

山本主査

伊根町のクロマグロにつきましては、通常の小さいものを育てて大きくするという観点の養殖ではなく、ある程度大きなものをまき網で捲いてきたものを太らせるというようなかたちで、夏に入れて冬に出荷するという短期の養殖になっています。ほぼ蓄養と呼べるような内容です。先ほどお伝えしました大分県の方はどちらかというところと小さいものを育てるというところですが、そちらの方がなかなか種苗の

確保や採算性みたいなところがあまりよくないということも踏まえたトータルの考え方で、大分県を減じてこちらを増やしたいというところの漁業権行使者の意向もあり、調整をさせていただいたところです。

益田委員                    わかりました。ありがとうございます。

葭矢会長                    その他どうでしょうか。確か大型マグロの養殖をする時に、水産課に説明がありましてかなり大きなサイズのものということで、何回か産卵をすませたものを使っているということで、ある程度資源にも優しいような養殖になっていますという説明を過去されたように覚えているのですが、100キロ級とかそういうものを持ってくるということでしたよね、確か。

山本主査                    いわゆる未成魚と呼べるサイズよりは大きなものを種苗として導入していますので、会長ご指摘のとおり、基本的にはすでに何回か産卵に参加している親魚が種苗という風になっていますし、当然、環境負荷という観点からみましても短期養殖ということで、非常に環境には負荷が少ないものという位置付けになっております。

葭矢会長                    その他どうでしょうか。また具体的に、7月頃から実際に漁場計画として諮問というかたちであがってきますので、しっかりと議論をすることになると思いますが、これから利害関係者の意見が入ります。まだ若干時間がありますので、この間、しっかりと資料を読み込んでいただいたり、現地へ帰っていただいて課題がないのかどうなのかをしっかりと考えていただき、諮問の際にはまたご意見をいただければと思います。その他何かご質問ご意見等ございましたらよろしくお願いします。

**【発言者なし】**

葭矢会長                    特になければ報告事項については以上にさせていただきま  
す。その他何か事務局からありますか。

井上次長                    (次回委員会の開催日時について報告)

葭矢会長                    只今事務局から提案がありました次回委員会の日程の件で  
すが、2月20日の午後2時からということはどうでしょう

かということです。今日は午後1時30分からということで  
させていただきましたが、ぼちぼち日も長くなってきますの  
で。次回は2月20日午後2時ということでご異議ございま  
せんでしょうか。

**【異議なしの声多数】**

葭矢会長

ありがとうございます。それでは次回の委員会、第13回  
委員会につきましては、令和5年2月20日の午後2時から  
開催させていただきます。

それでは、これにて委員会を終了させていただきたいと思  
います。本日はありがとうございました。

**【閉会 午後2時20分】**

以上、議事の正確なることを証する。

令和5年1月24日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員